

夜の京都まちあるき実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、夜の京都まちあるき実行委員会（以下「本委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、夜の京都を歩く楽しさを提供する様々な企画を行うとともに、京都の伝統的な技術をはじめとした様々な魅力の向上を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本委員会は、事務所を京都市中京区三条通御幸町東南角弁慶石町 56 1928 ビル 4階におく。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 夜の京都のまちあるきの企画・運営に関する事項。
- (2) 上記に関連するワークショップ等の企画・運営に関する事項。
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第5条 本委員会は、本取組に関心を持ち、実行する個人で構成する。構成メンバーは付表に記す。

(役員)

第6条 本委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) プロデューサー 1名
- (4) 幹事 1名
- (5) 監事 1名

2 役員は、メンバーの中から選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 選任された役員が任期中にその構成団体の職務を離れたときは、その職務の後任者が役員に選出されたものとみなす。ただし、その任期は前任者の残留期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長は委員長があたる。

2 会議に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 役員を選任に関する事
- (3) 事業計画及び予算に関する事
- (4) 事業報告及び決算に関する事
- (5) その他の必要事項

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には書記を置く。

- (1) 事務局 若干名
- (2) 書記 若干名

(経費)

第9条 本委員会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金・協賛金
- (2) 拠出金
- (3) 補助金・助成金
- (4) その他の収入

2 本会の会計は、始期は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この規約は、平成31年2月22日から施行する。

付 表

1 本委員会の役員は、下記の通りとする。

- ・二之湯真士 (CGP 京都) : 委員長
- ・小原啓渡 (アートコンプレックスグループ) : プロデューサー
- ・石毛宏明 (松竹株式会社) : 幹事
- ・永留君明 (ふるさと創生研究開発機構) : 副委員長
- ・松井耕平 (松意匠店) : アートディレクター
- ・大島祥子 (スーク創生事務所) : 事務局長
- ・高田治樹 : 監事